

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------|-----------------------|
| 例 言 | 例 言 |
| 1 | 1 |
| 2 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 4 |
| 5 | 5 |
| | |
| (例) | (例) |
| 第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 | 第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 |
| | |
| | |
| | |
| 第43条（特定設備等の特別償却） 関係 | 第43条（特定設備等の特別償却） 関係 |
| 第1款 共通事項 | 第1款 共通事項 |
| 第2款 公害防止用設備 | 第2款 公害防止用設備 |
| 第3款 海洋運輸業等 | 第3款 海洋運輸業等 |
| 第4款 自動車教習用貨物自動車 | 第4款 自動車教習用貨物自動車 |
| 第5款 <u>再生可能エネルギー発電設備等</u> | |
| | |
| | |
| 6 | 6 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------|---------|
| 7 | 7 |

二 目 次

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例 第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例 第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第 1 款 試験研究の範囲 第 2 款 試験研究費の額 第 3 款 中小企業者 第 4 款 その他 第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p><u>第 42 条の 5 《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等</p> | <p>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例 第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例 第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第 1 款 試験研究の範囲 第 2 款 試験研究費の額 第 3 款 中小企業者 第 4 款 その他 第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係 <u>第 42 条の 5 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 (《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 2 (《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 (《<u>地方活力向上地域等</u>において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 (《<u>地方活力向上地域等</u>において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 (《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (《<u>給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除</u>) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 6 (《<u>革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u>) 関係</p> <p>第 42 条の 13 (《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (《特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止用設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 4 款 自動車教習用貨物自動車</p> | <p>又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 (《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 2 (《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3 (《<u>地方活力向上地域</u>において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 (《<u>特定の地域</u>において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 2 (《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 (《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 (《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5 (《<u>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除</u>) 関係</p> <p>第 42 条の 13 (《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 (《特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止用設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 4 款 自動車教習用貨物自動車</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>第 5 款 再生可能エネルギー発電設備等</u></p> <p>第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p><u>第 46 条の 2 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</u></p> <p><u>第 47 条 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係</u></p> <p>第 47 条の 2 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p> | <p>第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 3 (共同利用施設の特別償却) 関係</p> <p><u>第 44 条の 5 (特定地域における電気通信設備の特別償却) 関係</u></p> <p>第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 (医療用機器の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p><u>第 47 条 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係</u></p> <p>第 47 条の 2 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係</p> <p>第 48 条 (倉庫用建物等の割増償却) 関係</p> <p>第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係</p> |
| <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係</p> <p>第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係</p> <p>第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> | <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係</p> <p>第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係</p> <p>第 55 条の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係</p> <p>第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</p> <p>第 56 条 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 4 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係</p> <p>第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係 第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係 第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第 57 条の 9 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例 第 58 条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例 第 60 条 《沖縄の認定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 5 章の 2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第 61 条 《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 6 章 削 除</p> <p>第 7 章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第 61 条の 2 《農業経営基盤強化準備金》関係 第 61 条の 3 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例 第 61 条の 4 《交際費等の損金不算入》関係</p> | <p>第 57 条の 6 《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第 57 条の 7 《関西国際空港用地整備準備金》関係 第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係 第 57 条の 8 《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第 57 条の 9 《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例 第 58 条 《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例 第 60 条 《沖縄の認定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 5 章の 2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第 61 条 《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》関係</p> <p>第 6 章 削 除</p> <p>第 7 章 認定農地所有適格法人等の課税の特例 第 61 条の 2 《農業経営基盤強化準備金》関係 第 61 条の 3 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第 8 章 交際費等の課税の特例 第 61 条の 4 《交際費等の損金不算入》関係</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> | <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 3 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> | <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2 《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 3 《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p><u>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</u></p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第2款 その他</p> <p>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> | <p>第2款 その他</p> <p>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 申告調整等</p> <p>第9款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第10款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 11 章の 3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p> <p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例 第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 14 章 その他の特例 第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係 第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係 第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> | <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 11 章の 3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第 66 条の 4 の 4 《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係</p> <p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例 第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 13 章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係 第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 14 章 その他の特例 第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係 第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係 第 67 条の 3 《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係 第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p> | <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係</p> <p>第 1 款 合併法人等</p> <p>第 2 款 特定軽課税外国法人</p> |

三 第 42 条の 5 ～ 第 48 条《共通事項》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44</p> | <p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5 から第 48 条までの規</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>条の5から第48条までの規定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、第68条の15の5第1項、<u>第68条の15の7第1項</u>、第68条の16から第68条の19まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4、<u>第42条の12の6</u>、第43条から第44条まで、第44条の3、第44条の5から第45条の2まで及び<u>第46条の2</u>から第48条まで……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42の5～48(共)－4 ……………措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の3第4項又は第42条の12の4第4項……………</p> | <p>定(同法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の14第1項、第68条の14の2第1項、第68条の14の3第1項、第68条の15第1項、第68条の15の4第1項、第68条の15の5第1項、第68条の16から第68条の19まで、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の5、第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の3、第42条の12の4、第43条から第44条まで、第44条の3、第44条の5から第45条の2まで及び<u>第47条</u>から第48条まで……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42の5～48(共)－4 ……………措置法第42条の5第4項、第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の3第4項又は第42条の12の4第4項……………</p> |

四 旧第42条の5(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--------------------------------------|
| (廃 止) | 第42条の5(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| (廃 止) | <p align="center"><u>は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の5-1 措置法第42条の5第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等(以下42の5-3までにおいて「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等は当該法人の営む事業の用に供したのものとして同条の規定を適用する。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>42の5-2 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件として、エネルギー環境負荷低減推進設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等(以下「附属機器等」という。)には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属機器等が含まれるものとする。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>42の5-3 法人が、措置法第42条の5第2項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、エネルギー環境負荷低減推進設備等(車両及び運搬具を除く。)の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| | <p><u>除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の5-4 法人が措置法第42条の5第1項(同法第68条の10第1項を含む。)</u> <u>に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日を含む事</u> <u>業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。</u> <u>以下「供用年度」という。)</u>後の事業年度において当該エネルギー環境負荷低 <u>減推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当</u> <u>該値引きのあったエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る措置法第42条の</u> <u>5第2項(同法第68条の10第2項を含む。)</u>に規定する税額控除限度額の修 <u>正を行うものとする。</u></p> |

五 第42条の5(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---------------------------|
| <p><u>第42条の5(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人</u> <u>税額の特別控除)関係</u></p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の5-1 措置法第42条の5第1項に規定する法人が、その取得又は製作若し</u> <u>くは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する高度省エネルギー</u> <u>増進設備等(以下42の5-2までにおいて「高度省エネルギー増進設備等」と</u> <u>いう。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該高度省エネルギー増</u> <u>進設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものである</u> <u>ときは、当該高度省エネルギー増進設備等は当該法人の営む事業の用に供した</u> <u>ものとして同条の規定を適用する。</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------|
| <p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>42 の 5-2 法人が、措置法第 42 条の 5 第 2 項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p><u>(高度省エネルギー増進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42 の 5-3 法人が措置法第 42 条の 5 第 1 項 (同法第 68 条の 10 第 1 項を含む。) に規定する高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供した日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。) 後の事業年度において当該高度省エネルギー増進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった高度省エネルギー増進設備等に係る措置法第 42 条の 5 第 2 項 (同法第 68 条の 10 第 2 項を含む。) に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> | <p>(新 設)</p> |

六 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42 の 10-3 <u>措置法第 42 条の 10 第 1 項</u>……………</p> <p>(開発研究の意義)</p> | <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42 の 10-3 <u>措置法第 42 条の 10 第 1 項第 2 号</u>……………</p> <p>(開発研究の意義)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>42 の 10-5 <u>措置法第 42 条の 10 第 1 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>42 の 10-6 <u>措置法第 42 条の 10 第 1 項</u>……………</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>42 の 10-7 ……………<u>措置法第 42 条の 10 第 1 項</u>……………</p> | <p>42 の 10-5 <u>措置法第 42 条の 10 第 1 項第 1 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>42 の 10-6 <u>措置法第 42 条の 10 第 1 項第 1 号</u>……………</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>42 の 10-7 ……………<u>措置法第 42 条の 10 第 1 項第 1 号</u>……………</p> |

七 第 42 条の 11 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(開発研究の意義)</p> <p>42 の 11-5 <u>措置法第 42 条の 11 第 1 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>42 の 11-6 <u>措置法第 42 条の 11 第 1 項</u>……………</p> | <p>(開発研究の意義)</p> <p>42 の 11-5 <u>措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>42 の 11-6 <u>措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号</u>……………</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (委託研究先への資産の貸与) 42 の 11-7 ……………措置法第 42 条の 11 第 1 項…………… | (委託研究先への資産の貸与) 42 の 11-7 ……………措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号…………… |

八 第 42 条の 11 の 3 ((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 第 42 条の 11 の 3 ((<u>地方活力向上地域等</u> において特定建物等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第 42 条の 11 の 3 ((<u>地方活力向上地域</u> において特定建物等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |

九 第 42 条の 12 ((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 第 42 条の 12 ((<u>地方活力向上地域等</u> において雇用者の数が増加した場合の法人税 額の特別控除) 関係 42 の 12-1 <u>削 除</u> (他の者から支払を受ける金額の範囲) 42 の 12-2 <u>措置法第 42 条の 12 第 4 項第 11 号</u> …………… (1) …………… | 第 42 条の 12 ((<u>特定の地域</u> において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別 控除) 関係 <u>(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</u> 42 の 12-1 <u>法人が措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該 当する法人であるかどうかは、同項に規定する適用年度終了の時の現況によっ て判定するものとする。</u> (他の者から支払を受ける金額の範囲) 42 の 12-2 <u>措置法第 42 条の 12 第 5 項第 10 号</u> …………… (1) …………… |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------|-----------|
| (2) | (2) |

十 第 42 条の 12 の 5 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 第 42 条の 12 の 5 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除) 関係 | 第 42 条の 12 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| (中小企業者等であるかどうかの判定の時期) | (中小企業者等であるかどうかの判定の時期) |
| 42 の 12 の 5-1 法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項..... | 42 の 12 の 5-1 法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項..... |
| (給与等の範囲) | (給与等の範囲) |
| 42 の 12 の 5-1 の 2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 3 号.....措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 2 号.....同項第 4 号及び第 5 号..... | 42 の 12 の 5-1 の 2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項第 2 号.....措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項第 1 号.....同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号..... |
| (他の者から支払を受ける金額の範囲) | (他の者から支払を受ける金額の範囲) |
| 42 の 12 の 5-2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号..... | 42 の 12 の 5-2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項第 3 号..... |
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (出向先法人が支出する給与負担金) | (出向先法人が支出する給与負担金) |
| 42 の 12 の 5-3 | 42 の 12 の 5-3 |
|措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号及び第 5 号..... |措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号..... |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>…</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>42の12の5-4 <u>措置法第42条の12の5第3項第4号及び第5号</u>……………</p> <p>…</p> <p>42の12の5-5 <u>削 除</u></p> <p><u>(国内資産の内外判定)</u></p> <p>42の12の5-6 <u>措置法第42条の12の5第3項第8号に規定する国内資産(以下「国内資産」という。)に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産(令第13条第8号に掲げる無形固定資産をいう。)が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。</u></p> <p><u>(1) 鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利(以下「採石権等」という。))を含む。)</u> <u>鉱業権に係る鉱区(租鉱権にあつてはこれに係る租鉱区、採石権等にあつてはこれらに係る採石場)の所在する場所</u></p> | <p>……………</p> <p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>42の12の5-4 <u>措置法第42条の12の5第2項第3号、第4号及び第6号</u>……………</p> <p>……………</p> <p><u>(継続雇用制度対象者の判定)</u></p> <p>42の12の5-5 <u>措置法第42条の12の5第2項第8号の平均給与等支給額及び同項第9号の比較平均給与等支給額は、措置法令第27条の12の4第14項に規定する継続雇用制度対象者(以下「継続雇用制度対象者」という。)に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、法人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。</u></p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所</u></p> <p><u>(3) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所</u></p> <p><u>(注) 一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(国内事業供用が見込まれる場合の国内資産の判定)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-7 措置法第 42 条の 12 の 5 の規定の適用上、法人の有する資産が適用年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-8 法人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合の当該資本的支出に係る金額は、42 の 12 の 5-11 ただし書の適用があるものを除き、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 8 号に規定する国内設備投資額（以下「国内設備投資額」という。）に含まれるものとする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした国内資産の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-9 法人の有する国内資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合における措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 8 号の「国内資産（……）」で当該適用年度終了の日において有するものの取得価額は、その圧縮記帳前の実際の取得価額（42 の 12 の 5-11 ただし書の適用があるものにあつては、その圧縮記帳前の実際の取得価額から同通達の「当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額」を控除した金額）</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>によるものとする。</u></p> <p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-10 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 8 号の規定により、贈与による取得は同号の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 資産を著しく低い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時における当該資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同号の規定の適用に当たっては、当該対価の額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(2) 資産を著しく高い対価の額で取得した場合において、その対価の額と取得の時における当該資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同号の規定の適用に当たっては、当該資産の価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(注) (1)の適用がある場合には、42 の 12 の 5-11 の取扱いの適用はない。</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p><u>42 の 12 の 5-11 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 9 号に規定する「償却費として損金経理 (……) をした金額」には、基本通達 7-5-1 又は 7-5-2 の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>ただし、法人が継続して、これらの金額につきこの「償却費として損金経理 (……) をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認める。</u></p> | <p>(新 設)</p> |

十一 第 42 条の 12 の 6 (革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------------|
| <p><u>第 42 条の 12 の 6 (革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> | (新 設) |
| <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた特定ソフトウェア等の取得価額要件の判定)</u></p> | (新 設) |
| <p><u>42 の 12 の 6-1 措置法令第 27 条の 12 の 6 第 2 項に規定する特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 5,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その特定ソフトウェア並びに機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 12 の 6-3(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (42 の 12 の 6-3(2)に掲げる場合にあっては、42 の 12 の 6-3(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> | |
| <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> | (新 設) |
| <p><u>42 の 12 の 6-2 措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項に規定する認定革新的データ産業活用事業者が、その取得又は製作をした同項に規定する革新的情報産業活用設備 (以下 42 の 12 の 6-3 までにおいて「革新的情報産業活用設備」という。) を自己の下請業者に貸与した場合において、当該革新的情報産業活用設備が専ら当該認定革新的データ産業活用事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備は当該認定革新的データ産業活用事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u></p> | |
| <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> | (新 設) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>42の12の6-3 措置法第42条の12の6第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における革新的情報産業活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 法人が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備につき、当該取得又は製作をして事業の用に供した事業年度（以下42の12の6-3において「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 法人が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 革新的情報産業活用設備の供用年度において、当該革新的情報産業活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の6第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(革新的情報産業活用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の</u></p> | <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>計算)</u></p> <p><u>42 の 12 の 6-4 法人が措置法第 42 条の 12 の 6 第 1 項 (同法第 68 条の 15 の 7 第 1 項を含む。) に規定する革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日を含む事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。) 後の事業年度において当該革新的情報産業活用設備の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった革新的情報産業活用設備に係る措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項 (同法第 68 条の 15 の 7 第 2 項を含む。) に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> | |

十二 第 42 条の 13 ((法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| <p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>42 の 13-2 法人が措置法第 42 条の 13 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する対象年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> | (新 設) |

十三 第 43 条 ((特定設備等の特別償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1</p> <p>(1)</p> | <p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1</p> <p>(1)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(2) ……<u>措置法令第 28 条第 8 項</u>……</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)－2 ……</p> <p>……………<u>措置法令第 28 条第 9 項</u>……………</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 再生可能エネルギー発電設備等</p> <p><u>(匿名組合契約等に基づいて出資を受ける法人の意義)</u></p> <p><u>43(5)－1 法人が措置法第 43 条第 1 項の表の第 4 号の上欄に規定する再生可能エネルギー発電設備等を 2 以上有し、そのうち措置法令第 28 条第 7 項第 3 号に規定する匿名組合契約等の目的である事業（以下「目的事業」という。）以外の事業の用にのみ供しているものがある場合であっても、目的事業の用に供しているものがあるとき（目的事業の用と目的事業以外の事業の用に共用している場合を含む。）は、当該法人は同号の「匿名組合契約等（……）」に基づいて出資を受ける法人（……）」に該当することに留意する。</u></p> | <p>(2) ……<u>措置法令第 28 条第 6 項</u>……</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)－2 ……</p> <p>……………<u>措置法令第 28 条第 7 項</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

十四 旧第 44 条の 5（特定地域における電気通信設備の特別償却）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------|---|
| <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> | <p style="text-align: center;"><u>第 44 条の 5（特定地域における電気通信設備の特別償却）関係</u></p> <p><u>44 の 5－1 削 除</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| (廃 止) | <p><u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u></p> <p><u>44の5-2 法人が措置法令第28条の8第1号に規定する要件を満たすかどうかを判定する場合において、同号の一の生産等設備を構成する特定電気通信設備又は減価償却資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳の適用を受けたこれらの資産の取得価額は、その圧縮記帳後の金額によるものとする。</u></p> |

十五 第46条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46-5 ……………</p> <p>……………<u>対象障害者である短時間労働者</u>……………<u>対象障害者</u>……………</p> <p>……………<u>重度知的障害者をいう。</u></p> | <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46-5 ……………</p> <p>……………<u>身体障害者又は知的障害者である短時間労働者</u>……………</p> <p><u>身体障害者又は知的障害者</u>……………<u>重度知的障害者をいい、同項第5号に規定する精神障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である精神障害者をいう。</u></p> |

十六 第46条の2《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>第46条の2</u> 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係</p> <p>(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)</p> | <p><u>第47条</u> 《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係</p> <p>(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------------|-----------------------------|
| <u>46の2-1</u> 措置法第46条の2第1項…………… | <u>47-1</u> 措置法第47条第1項…………… |

十七 第47条（企業主導型保育施設用資産の割増償却）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-------|
| <u>第47条（企業主導型保育施設用資産の割増償却）関係</u> | （新 設） |
| <u>（特別償却の対象となる建物の附属設備）</u> | （新 設） |
| <u>47-1</u> 措置法第47条第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。 | |

十八 第55条（海外投資等損失準備金）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| （特定法人が適格合併をした場合） | （特定法人が適格合併をした場合） |
| <u>55-15</u> …………… ……………当該適格合併に係る <u>措置法令第32条の2第13項に規定する合併法人等</u> …………… | <u>55-15</u> …………… ……………当該適格合併に係る <u>合併法人</u> …………… |

十九 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第7章 <u>認定農地所有適格法人</u> の課税の特例 | 第7章 <u>認定農地所有適格法人等</u> の課税の特例 |

二十 第 64 条～第 66 条の 2 (共通事項) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>64～66 の 2 (共) -2 ……………</p> <p>……………措置法第 3 章第 6 節の規定 <u>(措置法第 64 条から第 65 条の 4 ま</u> <u>での規定を除く。)</u> ……………</p> | <p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>64～66 の 2 (共) -2 ……………</p> <p>……………措置法第 3 章第 6 節の規定……………</p> |

二十一 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2) - 22 ……………</p> <p>……………<u>保存していなければならないものとする。</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> | <p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2) - 22 ……………</p> <p>……………<u>当該事業年度の確定申告書等に添付しなければならないもの</u> <u>とする。</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> |
| <p>(借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合)</p> <p>64(2) - 23 ……………</p> <p>……………<u>保存する</u>……………</p> | <p>(借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合)</p> <p>64(2) - 23 ……………</p> <p>……………<u>確定申告書等に添付する</u>……………</p> |
| <p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>64(2) - 24 ……………</p> | <p>(借地権の対価補償金の全部又は一部を土地所有者が取得した場合)</p> <p>64(2) - 24 ……………</p> |

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|--|---------------------|--|--|--|---|--------------|--|--|--|
| | ……以下(ホ)に おいて同じ。) | | | (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) 同条第17項 …………… ※2 …………… | | ……以下同 じ。) | | | (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) 同条第15項 …………… ※2 …………… |
| (関連事業に係る収用証明書の記載事項) | | | | | (関連事業に係る収用証明書の記載事項) | | | | |
| 64(4) -4 ……………当該収用等が…………… <u>保存している</u> …………… …………… | | | | | 64(4) -4 …………… <u>収用等のあった日を含む事業年度分の確定申告書等</u> <u>に、当該収用等が、</u> …………… <u>添付する</u> …………… | | | | |

二十二 第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除)) 関係

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| (買取り等の申出証明書の発行者) | | | | | (買取り等の申出証明書の発行者) | | | | |
| 65 の 2-12 …………… …………… <u>保存する</u> …………… | | | | | 65 の 2-12 …………… …………… <u>確定申告書等に添付する</u> …………… | | | | |
| (仲裁判断等があった場合の証明書類) | | | | | (仲裁判断等があった場合の証明書類) | | | | |
| 65 の 2-14 …………… …………… <u>場合で、当該書類を保存しているときには、措置法第 65 条の 2</u> <u>の規定の適用がある。</u> | | | | | 65 の 2-14 …………… …………… <u>場合には、「その旨を証する書類」の提出を省略して差し支え</u> <u>ないものとする。</u> | | | | |
| (1) …………… | | | | | (1) …………… | | | | |
| (2) …………… | | | | | (2) …………… | | | | |
| (3) …………… | | | | | (3) …………… | | | | |

| | |
|-----------|-----------|
| 改 正 後 | 改 正 前 |
| (4) | (4) |

二十三 第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|---|-----|---------|-------|-------|-------|-----------|--|--|--|--|---|---|-----|-----|-------|------|-----|---------|-------|-------|-------|-----------|--|--|--|--|---|
| <p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 3-4</p> <p>別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分の一欄表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>※ 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2地方独立行政法人法施行令第 6 条第 3 号.....地方独立行政法人法第 21 条第 6 号.....</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 内 容 | 発 行 者 | 根拠条項 | 備 考 | ④ | | | | ※ 1 | | | | | ※ 2地方独立行政法人法施行令第 6 条第 3 号.....地方独立行政法人法第 21 条第 6 号..... | <p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 3-4</p> <p>別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分の一欄表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>※ 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 2地方独立行政法人法施行令第 4 条第 3 号.....地方独立行政法人法第 21 条第 5 号.....</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 内 容 | 発 行 者 | 根拠条項 | 備 考 | ④ | | | | ※ 1 | | | | | ※ 2地方独立行政法人法施行令第 4 条第 3 号.....地方独立行政法人法第 21 条第 5 号..... |
| 区 分 | 内 容 | 発 行 者 | 根拠条項 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | | | | ※ 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ※ 2地方独立行政法人法施行令第 6 条第 3 号.....地方独立行政法人法第 21 条第 6 号..... | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 内 容 | 発 行 者 | 根拠条項 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | | | | ※ 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ※ 2地方独立行政法人法施行令第 4 条第 3 号.....地方独立行政法人法第 21 条第 5 号..... | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

二十四 第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)

| | |
|--|--|
| 改 正 後 | 改 正 前 |
| <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17</p> <p>別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> | <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17</p> <p>別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|---|---|-----|------|--|--|---|-----|------|----|
| 区分 | 内容 | 発行者 | 根拠条項 | 備考 | 区分 | 内容 | 発行者 | 根拠条項 | 備考 |
| ③ | ……平成32年12月31日…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… (ホ) …… (ハ) …… | | | | ③ | ……平成29年12月31日…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… (ホ) …… (ハ) …… | | | |
| 3の2 | ……平成32年12月31日…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… | | | | 3の2 | ……平成29年12月31日…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… | | | |
| ⑫ 農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地(※1)で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地が、……(※2)…… | (イ) …… ……(※3) (ロ) …… (ハ) …… | | | ※1 農地(耕作(農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をい | ⑫ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地が、……(※1)…… | (イ) …… ……(※2) (ロ) …… (ハ) …… | | | |

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|-------|--|--|--|----------------------------|-------|--|--|--|----------------------|
| | | | | う。 ※2 …………… ※3 …………… | | | | | ※1 …………… ※2 …………… |

二十五 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|-----------------------------|---|-------|------|---|-----------------------------|--|-------|------|----------------------|
| (農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) | | | | | (農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) | | | | |
| 65 の 5-2 …………… | | | | | 65 の 5-2 …………… | | | | |
| 別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一欄表 | | | | | 別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一欄表 | | | | |
| 区 分 | 内 容 | 発 行 者 | 根拠条項 | 備 考 | 区 分 | 内 容 | 発 行 者 | 根拠条項 | 備 考 |
| ④ …………… | (イ) …………… (ロ) …………… A 左の農用 地 ^{区域とし} て定められ ている区域 内にある農 地…… (A) …………… (B) …………… B …………… (A) ……左 の農用地 区域とし て定めら れている 区域内… …土地又 は農地の 保全又は | | | ※1 …………… ※2 …………… ※3 農地の保全 又は利用上必要 な施設で一定の ものとは、農用 地 ^{区域として定} められている区 域内にある農地 を保全し、又は 耕作(農地法第 43条第1項の規 定により耕作に 該当するものと みなされる農作 物の栽培を含 む。)の用に供 するために必要 なかんがい排水 施設、ため池、 | ④ …………… | (イ) …………… (ロ) …………… A 農地…… (A) …………… (B) …………… B …………… (A) ……左 の農用地 区域内… …土地又 は農地の 保全又は 利用上必 要な施設 の用に供 | | | ※1 …………… ※2 …………… |

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|-------|------------------------------------|--|--|--|
| 存する権利（以下「農地等」という。）を譲渡した場合 | 利用上必要な施設で一定のもの（※3）の用に供することとされている土地…… (B) …… (ハ) …… | | | 排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設をいう。 | 合 | することとされている土地…… (B) …… (ハ) …… | | | |
| <hr/> | | | | | <hr/> | | | | |

二十六 第 65 条の 7～第 65 条の 9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| （事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等） 65の7(3)－12 …… ……措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、 <u>第 42 条の 12 の 6</u> 、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで…… …… (1) …… (2) 措置法第 45 条第 2 項及び <u>第 46 条の 2</u> から第 48 条まで…… (注) 1 …… 2 …… | | | | | （事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等） 65の7(3)－12 …… ……措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで…… …… (1) …… (2) 措置法第 45 条第 2 項及び <u>第 47 条</u> から第 48 条まで…… (注) 1 …… 2 …… | | | | |
| （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） | | | | | （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用） | | | | |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>65 の 7(3) - 13 ……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、<u>第 42 条の 12 の 6</u>、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> | <p>65 の 7(3) - 13 ……………措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4、第 43 条から第 44 条まで、第 44 条の 3 及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> |

二十七 旧第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| (廃 止) | <p><u>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(主として住宅建設の用に供する目的で行われる宅地造成事業)</u></p> <p><u>65 の 11-1 措置法第 65 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する「主として住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行われる事業」とは、公共施設（道路、公園、広場、緑地、下水道その他の公共の用に供する施設をいう。以下 65 の 11-2 において同じ。）及び公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。以下 65 の 11-2 において同じ。）の敷地の用に供される部分の土地を除き、当該事業の施行地域内の土地の全部を住宅建設の用に供する目的で行う一団の宅地の造成に関する事業をいうことに留意する。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(大規模住宅地等造成事業の規模の判定)</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------|--|
| <p>(廃 止)</p> | <p><u>65の11-2 措置法第65条の11第1項第1号に定める面積基準の判定については、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>一団の宅地の造成に関する事業（以下65の11-2において「宅地造成事業」という。）がその施行者を異にして隣接する地域において施行される場合には、面積基準はその全体の土地を対象として判定するのではなく、当該事業の施行者ごとに区分して判定すること。</u></p> <p>(2) <u>宅地造成事業の用に供するため当該事業の施行者が取得した土地と当該事業の施行者が他の者から宅地の造成を請け負った土地について、自らの宅地造成事業と当該請負に係る工事とを一括して施行する場合には、面積基準はその全体の土地を対象として判定するのではなく、当該事業の施行者が取得した一団の土地の面積のみに基づいて判定すること。</u></p> <p>(3) <u>宅地造成事業により造成した宅地の分譲を開始した後において当該事業の計画を変更し、当該事業の施行地域を拡張した場合には、その拡張した部分に係る事業は、その拡張前の計画に係る宅地造成事業とは別個の事業として、面積基準の判定を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>宅地造成事業の施行地域内に公共施設又は公益的施設を設置する場合には、面積基準は当該公共施設又は公益的施設の敷地の用に供する部分の土地を含めたところで判定すること。</u></p> <p><u>(交換に伴い造成宅地とともに金銭以外の資産を取得した場合)</u></p> <p><u>65の11-3 措置法第65条の11第1項に規定する交換により土地等を譲渡した場合において、その交換に伴い同項に規定する宅地とともに金銭以外の資産を取得したときは、当該資産は同項に規定する交換差金に該当するものとして取り扱う。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| (廃 止) | <p><u>(低額譲渡等)</u></p> <p><u>65の11-4 措置法第65条の11第1項に規定する土地等につき譲渡が行われた場合において、その譲渡価額とその譲渡の時ににおける当該土地等の価額との差額に相当する金額のうち実質的に贈与したと認められる金額があるときは、その贈与したと認められる金額については、同項の規定の適用がないことに留意する。この場合において、当該土地等の帳簿価額のうち同項に規定する譲渡があったものとされる部分に対応する金額は、当該土地等の帳簿価額に当該土地等の価額のうち占める当該譲渡価額の割合を乗じて計算した金額による。</u></p> <p><u>同項に規定する土地等につき交換が行われた場合におけるその交換の時の交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額に相当する金額のうち実質的に贈与したと認められる金額についても、同様とする。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(1,500万円特別控除との関係)</u></p> <p><u>65の11-5 措置法第65条の11の規定と措置法第65条の4の規定との適用関係は、次のとおりとなることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 措置法第65条の11第1項又は第4項の規定の適用がある土地等の譲渡は、その宅地の造成に関する事業により造成された宅地を譲り受ける旨の特約のあるものに限られ、措置法第65条の4第1項の規定の適用がある土地等の譲渡は、その特約のないものに限られるのであるから、その特約のない土地等の譲渡については、措置法第65条の11第1項又は第4項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(2) 同条第8項及び第9項の規定は、法人が同一の宅地造成事業の用に供するために2以上の土地等の交換又は譲渡をした場合に適用があるのであるから、2以上の異なる宅地造成事業のために2以上の土地等の交換又は譲渡をした場合には、それぞれの宅地造成事業ごとにこれらの項の規定の適用があ</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| | <p><u>るかどうかを判定する。</u></p> <p><u>(注) 法人が同一の宅地造成事業の用に供するために2以上の土地等の交換又は譲渡をした場合において、その最初の土地等の交換又は譲渡につき同条第1項又は第4項の規定の適用を受けたときは、じ後の土地等の交換又は譲渡が措置法第65条の4第1項に規定する土地等の譲渡に該当するときであっても、当該土地等の交換又は譲渡については同項の規定の適用はなく、また、その最初の土地等の交換又は譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、じ後の土地等の交換又は譲渡が措置法第65条の11第1項又は第4項に規定する土地等の交換又は譲渡に該当するときであっても、当該土地等の交換又は譲渡については、同条第1項又は第4項の規定の適用はない。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(不動産売買業者の有する土地等)</u></p> <p><u>65の11-6 65の7(1)-1の取扱いは、措置法第65条の11第1項の規定を適用する場合について準用する。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</u></p> <p><u>65の11-7 措置法第65条の12第11項及び第12項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、64(3)-19の取扱いを準用する。</u></p> |

二十八 第66条の4(「国外関連者との取引に係る課税の特例」関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------|----------------------------|
| (最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項) | (最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>66 の 4 (2) - 1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………<u>措置法規則第 22 条の 10 第 2 項第 2 号ホ</u>……………</p> | <p>66 の 4 (2) - 1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………<u>措置法規則第 22 条の 10 第 1 項第 2 号ホ</u>……………</p> |

二十九 第 66 条の 6 ～ 第 66 条の 9 ((内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(特定外国関係会社等が 2 以上ある場合の損益の不通算)</p> <p>66 の 6 - 3 ……………</p> <p>……………<u>同条第 2 項第 6 号</u>に規定する部分対象外国関係会社をいい、 <u>同項第 7 号に規定する外国金融子会社等 (以下 66 の 6 - 4 までにおいて「外国金融子会社等」という。) に該当するものを除く。以下 66 の 6 - 4 において同じ。) 又は外国金融子会社等</u>……………</p> <p>(主たる事業の判定)</p> <p>66 の 6 - 5 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(1)、<u>同項第 3 号、同条第 6 項第 1 号ロ若しくは同項第 2 号又は措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 4 号イ若しくは第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 4 号イ</u>……………</p> <p>(特定保険協議者又は特定保険受託者の管理支配基準の判定)</p> <p>66 の 6 - 9 措置法令第 39 条の 14 の 3 第 2 項及び<u>第 14 項</u>……………</p> | <p>(特定外国関係会社等が 2 以上ある場合の損益の不通算)</p> <p>66 の 6 - 3 ……………</p> <p>……………<u>同条第 6 項</u>に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下 66 の 6 - 4 において同じ。) 又は外国金融子会社等 (<u>同条第 2 項第 7 号に規定する外国金融子会社等をいう。以下 66 の 6 - 4 において同じ。)</u>……………</p> <p>(主たる事業の判定)</p> <p>66 の 6 - 5 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(1)<u>若しくは同項第 3 号又は措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 4 号</u>……………</p> <p>(特定保険協議者又は特定保険受託者の管理支配基準の判定)</p> <p>66 の 6 - 9 措置法令第 39 条の 14 の 3 第 2 項及び<u>第 13 項</u>……………</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の経済活動基準の判定)</p> <p>66 の 6-10 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 21 項</u>.....</p> <p>(全てに従事していることの範囲)</p> <p>66 の 6-16 <u>措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ(3)</u>..... 同項第 7 号及び<u>措置法令第 39 条の 17 第 2 項各号、第 3 項各号及び第 8 項第 2 号並びに措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号、第 5 号及び第 8 号並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>66 の 6-17<u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 21 項第 1 号から第 3 号</u> <u>まで</u>.....</p> <p>(金融商品取引業を営む外国関係会社が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66 の 6-18<u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 16 項第 4 号</u>.....</p> <p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>66 の 6-19<u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 30 項</u>.....<u>措置法令第 39 条の 17 の 4 第 10 項</u>.....</p> <p>(外国関係会社の事業年度と課税年度とが異なる場合の租税負担割合の計算)</p> <p>66 の 6-22</p> | <p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の経済活動基準の判定)</p> <p>66 の 6-10 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 20 項</u>.....</p> <p>(全てに従事していることの範囲)</p> <p>66 の 6-16 <u>措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ</u>..... 同項第 7 号及び<u>措置法令第 39 条の 17 第 1 項各号並びに措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号、第 5 号及び第 8 号並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 8 項第 1 号及び第 2 号</u>.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>66 の 6-17<u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 20 項第 1 号から第 3 号</u> <u>まで</u>.....</p> <p>(金融商品取引業を営む外国関係会社が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66 の 6-18<u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 15 項第 4 号</u>.....</p> <p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>66 の 6-19<u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 28 項</u>.....<u>措置法令第 39 条の 17 の 4 第 9 項</u>.....</p> <p>(外国関係会社の事業年度と課税年度とが異なる場合の租税負担割合の計算)</p> <p>66 の 6-22</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(課税標準の計算がコストプラス方式による場合)</p> <p>66 の 6-23 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66 の 6-24 <u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(非課税所得の範囲)</p> <p>66 の 6-25 <u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ(1)</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(掛) ……………</p> <p>(特定所得の金額に係る源泉税等)</p> <p>66 の 6-28 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 16 項第 1 号</u>……………</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p>66 の 6-29 <u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 20 項第 1 号</u>……………</p> | <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号</u>……………</p> <p>(課税標準の計算がコストプラス方式による場合)</p> <p>66 の 6-23 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号</u>……………</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66 の 6-24 <u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号</u>……………</p> <p>(非課税所得の範囲)</p> <p>66 の 6-25 <u>措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(掛) ……………</p> <p>(特定所得の金額に係る源泉税等)</p> <p>66 の 6-28 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 14 項第 1 号</u>……………</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p>66 の 6-29 <u>措置法令第 39 条の 17 の 3 第 18 項第 1 号</u>……………</p> |

三十 第 67 条(社会保険診療報酬の所得の計算の特例)関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------|---------------|
| (社会保険診療報酬の範囲) | (社会保険診療報酬の範囲) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>67-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)<u>介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービス</u>.....</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> | <p>67-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)<u>介護保健施設サービス</u>.....</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> |

三十一 経過的取扱い

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------|
| <p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第26号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p> | <p>(新 設)</p> |